深谷市１か月児健康診査のご案内

医療機関で１か月児健康診査（以下健診）を受診する前にお読みください

１ 対象となるかた ①②のすべてを満たすお子さん

①令和８年４月１日以降に出生

②健診日当日、深谷市に住民票があり、概ね生後27日以降６週間未満

２ 補助内容 健診に係る費用の一部（6,000円を上限）を補助します

補助は自己負担額と比較して少ないほうの金額となります

健診費用が補助額を超えた場合は、差額は自己負担となります

３ 受診方法 医療機関に直接予約し、受診してください

（１）または（２）の方法があります

（１）委託医療機関で受診する場合

以下の医療機関の場合は、健診費用から補助額が差し引かれます

委託医療機関名	住所	電話
菊地病院	深谷市上野台371	048-571-0660
桜ケ丘病院	深谷市国済寺408-5	048-571-1171
深谷赤十字病院	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511
さめじまボンディングクリニック	熊谷市太井1681	048-526-1103
平田クリニック	熊谷市肥塚4-205	048-526-1171
中村産婦人科	比企郡小川町大塚1176-1	0493-72-0373
産科婦人科 館出張佐藤病院	群馬県高崎市若松町96	027-322-2243

（２）委託医療機関**以外**で受診する場合

左記の医療機関以外で受診する場合は手続きが必要です

詳しくは同ホームページ内の「妊婦健康診査等償還払い制度について」をご覧ください

４ 健診を受診する際の持ち物 別添の健診受診票、母子健康手帳など

５ その他連絡事項

- お子さん一人１回限り受診できます
- 健診受診票を紛失しても再発行できませんので、健診受診日まで大切に保管をお願いします
- 健診結果は、医療機関より保健センターへ報告されます
- また、健診結果により、保健指導などのため、必要に応じて保健センターから連絡することがあります

問い合わせ先

深谷市保健センター　深谷市本住町17－1　電話 575－1101

※月曜日から金曜日（祝休日・年末年始を除く）　8:30～17:15